

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
23年第21号	23.12.5	<p>政府「社会保障・税一体改革案」における「受診時定額負担」の導入反対に関する請願</p> <p>平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部は、社会保障・税一体改革案を正式決定した。その中で提示された社会保障改革の具体案として「受診時定額負担」の導入が提案されている。この「受診時定額負担」の導入はわが国が世界に誇る国民皆保険制度の崩壊につながり容認できない。</p> <p>「受診時定額負担」は医療機関を受診するたびに現在の定率負担とは別に、外来で受診した患者全てに100円程度の定額負担を求めるものであり、受診頻度が多い人ほど負担増になる施策である。患者の受診抑制が起こると同時に、受診機会を損なうことで結果的に重症化することが考えられる。そもそもこの「受診時定額負担」は「高額療養費見直しの原資1,300億円」と抱き合わせで明記されているが、本来は保険料、公費によって賄うべき医療費が、病気で受診した患者からのみ負担を強いるのは相互扶助の精神に反するもので「社会保障制度」からみても大いに問題がある。</p> <p>また、平成14年の健康保険法等の一部改正（平成15年4月施行）で、患者窓口負担を2割から3割に引き上げたが、その附則第2条第1項には、「医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする」と明記されている。今回提案された「受診時定額負担」の導入は、憲法第25条第2項、生存権保障における国の責務に背馳しているといわざるを得ない。</p> <p>茨城県歯科医師会、茨城県歯科医師連盟は政府「社会保障・税一体改革案」における「受診時定額負担」の導入に反対する。よって、県民の健康福祉を守る必要性からも、貴議会</p>	茨城県歯科医師会 会長 森永 和男 外1名	海 野 透 葉 梨 衛 西 條 昌 良 桜 井 富 夫 細 谷 典 幸 白 田 信 夫	保健福祉	採択

から政府及び関係機関に対し下記事項について意見書を提出願いたい。

記

- 1 政府「社会保障・税一体改革案」における「受診時定額負担」の導入に反対すること。